

2023年12月26日  
電気事業連合会

## 電気事業連合会行動指針の改定および 独占禁止法に関するコンプライアンス規程の制定について

電気事業連合会（以下、「電事連」という。）は、本日（12/26）、「電気事業連合会行動指針」を改定するとともに、「電気事業連合会 独占禁止法に関するコンプライアンス規程」を新たに制定しましたので、お知らせいたします。

### 【主な経緯】

本年3月、公正取引委員会より一部の会員等が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと公表されました。また、電事連に対しては、違反行為に係る命令の対象とはなっていないものの、会員間における電気の小売供給に係る営業活動の方針等に関する情報交換又は独占禁止法違反につながる情報交換の防止に関する申し入れを受けております。（3月30日お知らせ済み）

本申し入れを踏まえ、弁護士による専門チームを設置し、指摘された事実関係を把握するため、ヒアリングやアンケート等の調査を実施いたしました。（4月14日お知らせ済み）

9/13には、専門チームから、ヒアリングやアンケート等の調査結果ならびに調査結果を踏まえた提言を受領するとともに、法令等遵守徹底に向けた電事連としての取り組みの骨子を公表いたしました。（9月13日お知らせ済み）

この度、取り組みのひとつである「独占禁止法遵守に関する規程類整備」が完了しましたので、お知らせいたします。

具体的には、「電気事業連合会行動指針」について、独占禁止法遵守に関する事項を明記した内容に見直すとともに、新たに「電気事業連合会独占禁止法に関するコンプライアンス規程」を制定いたしました。これら規程類は、電事連役職員および電事連会員等を対象としたものであり、今後、本内容の周知、浸透を図ってまいります。

また、独占禁止法ならびに法令等遵守の徹底に関する内外へのトップコメントとして、電事連会長のメッセージについても発信しております。

電事連は、新たな行動指針や独占禁止法に関するコンプライアンス規程の遵守をはじめ、引き続きコンプライアンスの徹底に真摯かつ不断に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼の回復に努めるとともに、「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」という目的に改めて立ち返り、電力の安定供給と2050年カーボンニュートラルの実現に向けた使命を果たしてまいります。

- (別紙1) 独占禁止法ならびに法令等遵守の徹底について (会長メッセージ)
- (別紙2) 電気事業連合会 行動指針
- (別紙3) 電気事業連合会 独占禁止法に関するコンプライアンス規程
- (参 考) 電気事業連合会としての取り組み内容に関する進捗状況について

以 上